

平成 29 年 2 月 24 日



街に、ルネッサンス



UR 都市機構

独立行政法人都市再生機構

宇城市

平成 28 年熊本地震復興関係

宇城市とUR都市機構が 「災害公営住宅の整備に係る基本協定」を締結しました

平成 29 年 2 月 23 日、宇城市の熊本地震からの復興と、市民のすみやかな恒久的住まいの確保の実現を図ることを目的として、宇城市とUR都市機構は、別添の「平成 28 年熊本地震における災害公営住宅の整備に係る基本協定」を締結しましたのでお知らせします。（基本協定の趣旨は別紙参照）

この協定は、宇城市の復興の加速化を図るため、UR都市機構のこれまでのまちづくりや過去の震災、東日本大震災からの復興まちづくりの経験を活かし、宇城市における災害公営住宅の円滑な整備を推進する協力関係を確認するものです。



写真左より 守田憲史 宇城市長 内山省吾 UR都市機構九州支社長

(お問い合わせ先)

宇城市 土木部都市整備課 電話 0964 (32) 1694

UR都市機構九州支社

都市再生業務部業務推進チーム 電話 092 (722) 1063

総務部 総務チーム 電話 092 (722) 1240

宇城市とUR都市機構との
「平成28年熊本地震における災害公営住宅の整備に係る基本協定」の趣旨

現在、宇城市では熊本地震からの復興にあたり数多くの取り組みを行っております。中でも、市民の生活の基盤となる恒久的な住まいの確保については、自主再建支援と災害公営住宅整備とともに最重要かつ、喫緊の課題であると認識しております。

そこで、東日本大震災等からの復興事業において、地方公共団体と協力して、多くの災害公営住宅整備を短期間に大量に実施した実績のあるUR都市機構と協力して、災害公営住宅整備を進めることとしました。

2月23日に締結いたしました協定は、災害公営住宅整備にあたって、宇城市とUR都市機構が、計画案の策定など具体的な事項について整理を進め、互いに協力して災害公営住宅の円滑な整備を推進する協力関係を確認するための基本的な協定であります。

この協定の締結により、宇城市の復興の更なる加速化を図ります。

平成 28 年熊本地震における災害公営住宅の整備に係る基本協定

宇城市（以下「甲」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、平成 28 年熊本地震（以下「熊本地震」という。）の被災者の居住の用に供する甲の災害公営住宅（以下「住宅」という。）の整備について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、熊本地震の被災地における早期復興を図るため、甲乙相互に協力して住宅を整備するための基本的な事項を定めることを目的とする。

（住宅の建設用地の選定等及び基本計画の策定）

第 2 条 甲は、住宅の建設用地（以下「土地」という。）の選定を行うとともに、住宅の構造、戸数、付帯施設の内容、事業期間等を定めた基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することとし、乙はこれに協力する。

（甲の要請）

第 3 条 甲は、基本計画が策定された場合には、独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 14 条第 3 項の規定により、乙に対し、これを示して、住宅の建設及び譲渡の業務（次条第 2 項各号に掲げる業務を含めることができる。）の実施を要請する。

（乙の業務）

第 4 条 前条による甲の要請があった場合は、乙はこれに誠実に対応するとともに、乙の実施する業務について、甲乙間で協議を行う。

2 乙は、住宅の建設及び譲渡を行うとともに、これに付帯する業務として、次の各号の業務を実施するものとし、前項の協議によりその内容を決定する。

- 一 付帯施設の建設
- 二 その他住宅の建設及び譲渡に必要な業務

（契約締結）

第 5 条 前条の規定により乙が業務を実施する場合は、甲の議会承認の上、甲乙間で費用負担及び住宅の買取りについての契約を締結する。

（乙の援助）

第 6 条 乙は、住宅の整備に関し、情報の提供、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。

（定めのない事項等）

第 7 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙間で誠実に協議し

て定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月23日

甲 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市長 守 田 憲 史

乙 福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号
独立行政法人都市再生機構 九州支社
支社長 内 山 省 吾